

水戸市内の事業者のみなさまへ

事業系一般廃棄物の 減量・適正処理について



事業所から出るごみは、法律により、ごみを出した事業者の責任で適正に処理しなければなりません。対象になるのは、スーパーや工場といった大規模な事業所だけでなく、商店、事務所、飲食店、美容室など、法人個人を問わず事業活動を行う全ての者になります。



- 事業系ごみは、出すごみの量にかかわらず、家庭ごみ集積所に排出することはできません。
- 家庭ごみ集積所への排出が確認された場合、市では収集しません。



水戸市

事業者の責務

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」及び「水戸市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」で、事業者の責務として、主に以下の項目が規定されています。

①事業系ごみの処理は自己責任

事業活動に伴って生じた廃棄物は、事業者自らの責任において、適正に処理しなければならない。事業系一般廃棄物を処理するときは、自らごみ処理施設に搬入するか、許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者に委託して適正に処理しなければならない。

②廃棄物の再生利用と減量化

廃棄物の発生抑制、再生利用の推進等により、その減量に努めなければならない。

③国や市の施策に協力

廃棄物の減量や適正処理の確保等に関して、国や市の施策に協力しなければならない。



事業系ごみの 注意点

○事業系ごみは、出すごみの量にかかわらず、家庭ごみ集積所に排出することはできません。

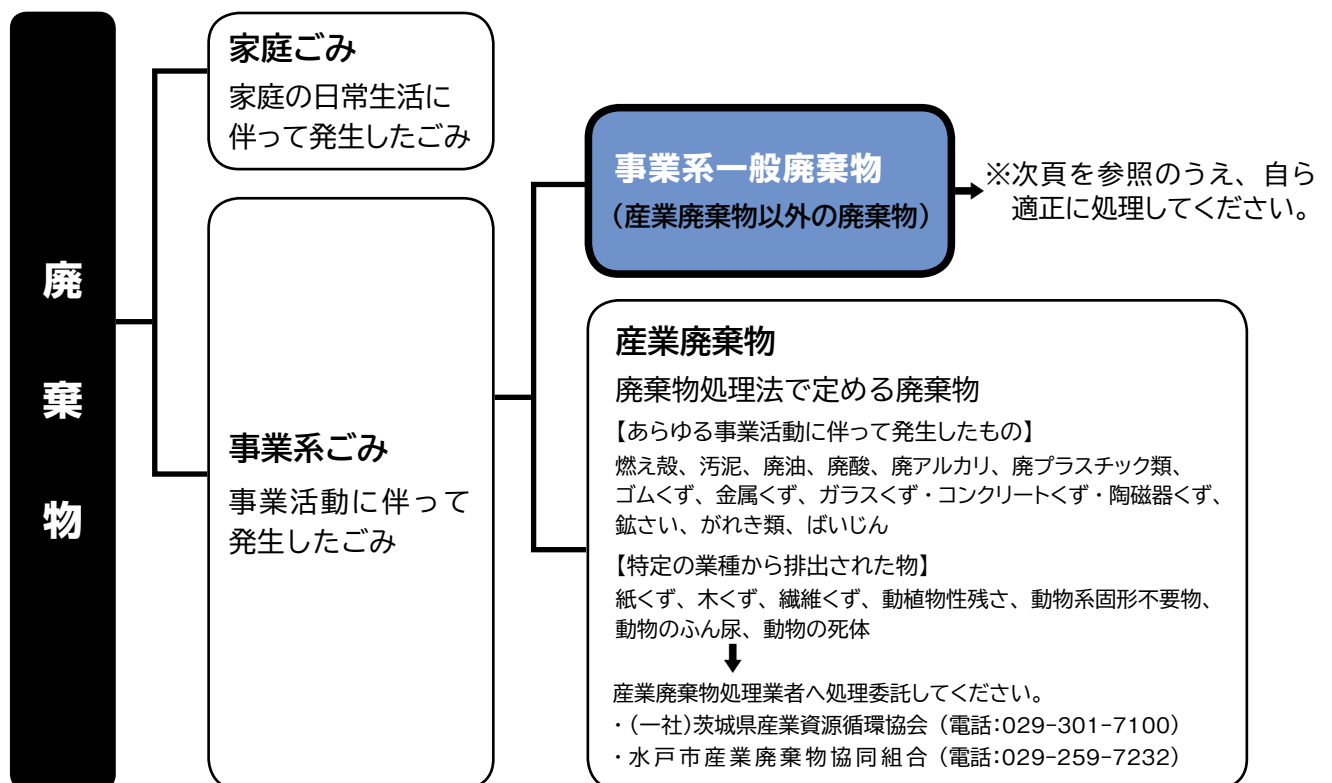
○家庭ごみ集積所への排出が確認された場合、市では収集しません。



廃棄物の分類

事業系ごみは「事業系一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分かれます。

事業系一般廃棄物は産業廃棄物以外の事業系ごみをいいます。



事業系一般廃棄物の処理方法

廃棄物処理法第3条第1項には、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」とあります。また、水戸市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第16条第4項には、「事業者は、(中略)自ら若しくは市長が許可した一般廃棄物収集運搬業者に委託して市のごみ処理施設に搬入しなければならない。」とあります。

適正な事業系一般廃棄物の処理は、以下の二つの方法があります。

① 市清掃工場「えこみっと」に直接搬入する方法

ステップ1

市清掃工場に電話で連絡する。

- ごみの内容、搬入車両など、市清掃工場に搬入できるか確認してください。

ステップ2

燃えるごみ、燃えないごみ、資源物、有害ごみに分別を行い、市清掃工場に搬入する。

- 窓口で持込み申請書を記入してください。
(ごみの発生場所が水戸市内であることを確認できるもの(運転免許証・郵便物等)の提示をお願いしています。)

ステップ3

ごみの荷下ろし後、処理手数料を支払う。

●市清掃工場「えこみっと」

所在地：水戸市下入野町 2100

電話：029-297-6760

受入時間：月～土曜日(※日曜日、年末年始を除く)

8:30～12:00、13:00～17:00

処理手数料：10kgあたり130円

※産業廃棄物を搬入することはできません。



② 一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託する方法

ステップ1

廃棄物の種類と量を把握する。

- 事業所から一日に出る廃棄物の種類と量を確認してください。

ステップ2

一般廃棄物収集運搬業許可業者を選ぶ。

- 市ホームページ掲載の一般廃棄物収集運搬業許可業者または水戸市環境整備事業協同組合(電話：029-305-0088)にご相談ください。
- 委託する料金は個別に確認してください。



水戸市一般廃棄物収集運搬業許可業者

検索

ステップ3

一般廃棄物収集運搬業許可業者と相談

- 収集回数、収集時間、収集場所などを相談してください。

ステップ4

一般廃棄物収集運搬業許可業者と契約

- 業者と契約し、廃棄物処理の委託を開始します。

事業系ごみの減量化・再資源化

事業者は、事業系ごみの再生利用等を行うことにより廃棄物の減量化に努めなければなりません。

ごみの減量化・再資源化に取り組むメリット

コスト削減

ごみを減量することにより、ごみ処理にかかるコストを削減することができます。

イメージアップ

環境問題に関心が高まるなか、ごみの減量化・再資源化に取り組むことは、事業者のイメージ向上につながります。

地球環境保全

資源の有効利用、省エネルギーなどにつながり、次の世代に良い環境を残すことができます。

ごみの減量化・再資源化に向けた取組例

オフィスビル・ 事務所などでは



- 両面印刷、縮小印刷の活用
- 使用済用紙の裏面使用を推進
- ペーパーレス化の推進
- 雑紙、新聞紙、ダンボールなどの分別によるリサイクルの推進
- 機密文書の溶解処理によるリサイクルの推進

卸・小売業、 製造業などでは



- マイバッグの利用促進
- 消費・賞味期限に留意した計画的な仕入れ
- 簡易包装の推進、梱包材の減量
- ばら売り、量り売りの導入
- 季節商品の予約販売化

飲食店などでは



- 紙コップや割り箸の不使用
- 生ごみの水切りの徹底
- 計画的な仕入れや利用客への呼びかけによる食品ロス削減
- 小盛メニューの導入
- 生ごみ処理機器による生ごみの堆肥化

ごみの再資源化については…

水戸市再資源化事業協同組合（電話029-269-4165）にご相談ください。
紙類全般、びん、缶、ペットボトルなどをリサイクルするために回収している業者の組合です。
機密文書の破砕・溶解処理にも対応できますのでご相談ください。

ごみの減量化・再資源化に関する認定・登録制度

水戸市では、ごみの減量化・再資源化に取り組む事業者を認定・登録する制度があります。

みと食べきり運動協力店

食品ロスの削減を実践する市内の飲食店、宿泊施設、食品販売店等を「みと食べきり運動協力店」として登録しています。



みと食べきり運動協力店

エコ・ショップ

ごみの減量化及びリサイクル活動に積極的に取り組む小売店舗を「エコ・ショップ」として認定しています。



水戸市 エコ・ショップ

★ごみの減量化・再資源化に取り組む事業者のみなさまからの申請をお待ちしております。

【お問い合わせ】

水戸市生活環境部ごみ減量課 電話：029-232-9114



水戸市ごみ減量イメージキャラクター リサイクルリン